

○湖北環境衛生組合議会議長交際費の支出に関する要綱

〔平成31年4月1日〕  
議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、湖北環境衛生組合議会議長が議会を代表して行う交際に必要な経費(以下「議長交際費」という。)の適正な支出に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長交際費は、組合議会の円滑な運営及び組合の発展を図る上で、議長が必要と認める場合に支出する。

2 前項の規定による支出は、公益性及び政治的中立性を失してはならない。

(支出区分及び支出範囲)

第3条 議長交際費の区分及び支出範囲は、別表に定めるところによる。

(議長交際費の公表)

第4条 議長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の規定による公表は、毎年度ごとに組合ホームページへ掲載することにより行うものとする。

(補則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

支出区分	支出範囲		金額等
会費	会費を必要とする会議, 会合, 研修会, 懇談会等への出席に係る支出		会費相当額又は社会通念上妥当と認められる額
弔慰	組合議会議員	本人	香典10,000円 供物10,000円
		配偶者, 一親等の親族	香典5,000円 供物5,000円
	管理者, 副管理者	本人	香典10,000円 供物10,000円
		配偶者, 一親等の親族	香典5,000円 供物5,000円
	監査委員		香典10,000円
見舞	上記弔慰対象者のうち本人が, 10日以上入院加療を要した際の見舞いに係る支出		10,000円以内
渉外	議会運営上必要な外部との交渉, 交際, 表敬訪問等の際の物品等の購入に係る支出		相当額
その他	上記のいずれにも属さない場合で, 議会運営上, 議長が特に必要と認めるものに係る支出		相当額